

# (公社)埼玉県農林公社の分収林事業に関する外部有識者会議 議事録

日時: 令和4年11月8日(火)

午後2時～4時まで

場所: 埼玉会館6B

(西野座長)

議事に入ります。

まず、議題1の「埼玉県農林公社経営改革プランの改定について」、事務局から説明をお願いします。

(西村農業政策課長)

議題1「(社)埼玉県農林公社経営改革プランの改定について」を説明。

(西野座長)

ありがとうございました。

内容は多岐にわたっておりますが、前回の議論を取り入れて改定版を作成していただいたようですが、委員の先生から御意見ございましたら、お願いしたいのですがいかがでしょうか。

(馬橋委員)

位置付けの問題なのですが、前回の平成22年も「公社経営改革プラン」と同じ題名で、「埼玉県農林公社経営懇話会」という名称で行ったものでした。今回は、「埼玉県農林公社の分収林事業に関する外部有識者会議」というものとなっておりますよね。農林公社の改革プランは、当然ながら林業の問題も出てくるわけで、今日の資料を見てわかったのですけれど、従事している職員数が農業は30名程度で、林業の方が9名ぐらいしかないという組織なのですよね。そうすると農業についても、見なくてはならない部分があるのではないかと普通は思うわけです。だから、今回のものは一つの大きな問題点である分収林の事業について改定するとはっきり打ち出したほうが良いと思います。ただ改定プランとするのはいかがなものでしょうか。

この会議は分収林事業が問題だから開催したという位置付けをしてもらわないと、農業の経営については何も言わないで結論をだしているのかと思われるのも困るので、我々の立場としてもここは「分収林事業を中心として」と副題をつけるとか、分収林事業について会議を行ったなどと付していただいたほうがよいと思います。

(西村農業政策課長)

経営改革プランの改定の位置付けを、分収林事業に着目したものであるということを明確化するということがよろしいでしょうか。

経営改革プランの趣旨のところ、農林公社自体は農業から林業まで幅広いものを行っているが、今回、分収林事業が特に経営の重要な課題だったということで、その点についての対応を図るためにこの改定を行っているというような記載をすることでよいでしょうか。

(馬橋委員)

それでよいのではないのでしょうか。

(西村農業政策課長)

かしこまりました。

(馬橋委員)

前回の経営改革プランでは収支計算を表にしていたが、今回はつくらないのでしょうか。

(西村農業政策課長)

前回の経営改革プランの5ページでしょうか。

(馬橋委員)

そのとおりです。

(西村農業政策課長)

これに替わるものとして、今回の草案の5ページに正味財産の増減をつけておりまして、同じ機能を持つものを正味財産の増減というかたちで置き換えていると考えております。

説明したいと思っている内容は、同様のものがございます。

(西野座長)

ありがとうございます。

サブタイトルをつけるのか、大きなタイトルは「経営改革プラン」として、先ほど馬橋委員からもありましたけど、例えば「分収林事業を中心に」とかという言葉をつけ加えるとか。

(西村農業政策課長)

趣旨が明確化するように、サブタイトルとして分収林に焦点を当てた改定だとわかるフレーズを加えたいと思います。

(馬橋委員)

7ページに記載している公社管理面積は県全体の森林面積の9.6%ですよ。次のページの水源涵養機能の評価額は県全体が2,000億円で、公社は55億円であり、県全体の2%にしかならず、評価額合計でも

2, 7%しかないのはどういうことでしょうか。

(西村農業政策課長)

7ページの公社管理面積は公社林3%と県営林7%を合計して9.6%としており、8ページの評価額では公社林のみで県営林は除いてあります。

(馬橋委員)

公社が管理している方が、公益的機能が放置しているより効果があるという数字がでないのでしょうか。

(西村農業政策課長)

公益的機能の評価額は、森林の質として高いという観点ではなく、荒廃しているかどうかという観点になります。公社林については適切に管理されているので、森林が発揮すべき公益的機能が通常に発揮されていると評価しているという説明となります。

公社林の管理の質上、普通に管理された森林よりも、より公益的機能の評価額が高まるといった計算にはなっていないというものになります。

(馬橋委員)

例えば、放置していた森林のほう攪乱されているため保水能力があるけれども、間伐したり草刈したりすると、逆に能力が落ちることにはならないのでしょうか。

(永留森づくり課長)

逆です。評価額というのは森林であるかないかという違いで評価しており、森林であればこれぐらいの評価額が出てくるという計算をしているということでございます。しかし、公益的機能を維持発揮するとか、持っている能力を最大限に発揮させるためには、やはり適正な管理が必要です。

自然状態の天然林であれば放置しておいても自然更新により、それなりの森林状態が続くと思うのですが、人工林の場合は一度人が手を加え植えてしまった以上、森林の持てる能力を最大限に発揮させるためには、間伐などの適正な管理が必要となります。

公社林のように管理する主体がはっきりしており、森林を適正に管理していると公益的機能はきちんと発揮されていくと言えます。公社林というかたちできちんと管理していくことは、公益的機能を発揮させるということでは的を得ているやり方であると考えております。

(馬橋委員)

数字で示すということはなかなかないので、非常に興味があることです。今みたいな説明を付け加えたほうがよいと思います。

(永留森づくり課長)

わかりました。説明を付け加えるようにします。

(佐久間委員)

私有林の公益的機能はあまりないということでしょうか。

(永留森づくり課長)

森林であれば公益的機能が発揮するのではないとは言えないですけど、公益的機能を最大限に発揮させるためには、適正な管理が要るということです。特に人工林では必要であるということです。

(佐久間委員)

現状では、県全体の年間評価額は 4,400 億円とありますけど、私有林のほうは評価が低いという位置づけではないということでしょうか。

(永留森づくり課長)

そのような位置づけではありません。管理の仕方のよし悪しで評価額が変わるという試算方法は確立されておらず、我々としてもそのような方法がわからないというところです。

(佐久間委員)

そうすると、森林面積ということですか。

(永留森づくり課長)

基本的にはそのとおりであります。

(西野座長)

公益的機能という言葉は私もよく使うのですが、都市は大体が河川の下流にありますから、その上流部の森林をきちんと整備することが下流の都市の皆さんの命や財産を守ることになるという解釈をするのですが、だから山村を大事にしなければいけないということとなります。

数値的には、日本学術会議が出している数値で、これを基本的には我々もよく使うのですが、人工林の場合、ほったらかしの山とそうでない山では厳密には違うと思いますが、先ほど課長が言われたように、荒れている山はこれぐらいで、きちんと間伐した山はこれぐらいといった厳密な数値を示すのは難しいです。

広葉樹・針葉樹も、どちら保水能力が高いか断定的に言えないということがありまして、一般論としては広葉樹のほう水源涵養機能が高い感じもするのですが、実際の調査ではさほど大きな差はないということになってございます。

123 億円をどう理解するのかですね。面積的には公社林は3パーセントでありますけれども、何もなかったら 123 億円マイナスになってしまうので、これだけの機能を果たしているということを県民の皆様に御理解い

ただくということが非常に重要であると思います。埼玉県は圧倒的に下流部に人口が集まっておりますので、そういう視点も必要であると思っております。

(馬橋委員)

この前、荒川流域で被害があったところですが、その被害額は億円の単位ですよ。もし森林がなかったらどうなのかといったことを抽象的でもよいから、触れてもよいのではないかと思います。

(西野座長)

九州の球磨川で大水害がございまして、この際に皆伐跡地から土砂崩れが起こっているという研究結果が最近公表されております。ですから、木が植わっているかないかは大きな違いであるのは明らかだと思います。

ただ、木が植わっていても、手入れをしている山とそうでない山で、どれぐらい違うのかはなかなか難しいところがございます。よって、これぐらいのところの説明していく感じはします。このところを、県民の皆様に理解していただけるようにやさしく丁寧にいただければと思います。

(永留森づくり課長)

御指摘を受けて、もう少し県民の方にわかりやすくなくてはいけないと反省したところです。

保水機能は森林土壌が重要な役割を果たしていて、いわゆるスポンジ状でフカフカの状態だと水を非常に溜めやすい能力があり、そのフカフカの状態を保つためには、常に落葉なり、枯草が供給されることが必要で、それが常に供給されていれば、豊かな森林土壌が育ち、スポンジ状の土が維持されて、保水機能も維持されるということであると思います。

そのためには、ある程度、日光が森のなかに入ることが必要であって、そうなることにより下草が育ったりとか、あるいは間伐することでそれが森林土壌の供給源になったりするわけです。

ただ、スギやヒノキの人工林の場合、間伐等の手入れを怠ると樹冠がうっ閉されて、日光が入らなくなったりするので、こういったことを防ぐためにも間伐などが重要であり、それで手入れが必要だということを我々林業関係者よく言っています。

どうして水源涵養機能を維持するためには人工林の手入れが必要なのか、いま私が言ったようなことをもう少し詳しく書くような修正をしたいと感じました。

(西野座長)

いま話が出た土壌条件というのは非常に重要でして、埼玉県の秩父地域というのは、中央構造線という断層があり、その南側に位置するものですから、基本的にはかつて海の底にあった時代の堆積層であり、そういったところは土砂崩れが起こりやすいです。木が植わっていると、それを防ぐことができるということです。

日本列島の中でも、秩父山地から天竜川流域や紀伊山地、四国山地の南側、九州も大分県の南側も、秩父と同じ条件でございまして、木がきちんと植わっているかどうかによって、山がきちんと機能を発揮してくれるかどうかには大きな違いがあると、認識しております。

(馬橋委員)

そのあたり、書いていただくほうがよろしいかと思えます。

(永留森づくり課長)

わかりました。

(佐久間委員)

9ページの図も、森林は35%浸透するけれど、裸地だと浸透は5%しか浸透しないことも文章で書いたほうが良いと思えます。

(西野座長)

図の解説も丁寧に加えてください。改革プランがホームページで公表されるのであれば、県民の皆様が御覧になった際に御理解してもらい意味でも加えていただいたほうがよろしいかと思えます。

前回の会議で出た意見を、この中(改革プラン改定案)に取り入れていることもよくわかりました。

123億円の公益的機能がある一方で負債は204億円と、これは仕組み的にそうならざるをえないところがあり、どこの県も困っているところです。

埼玉県の場合は20ページにありますように、債務発生をできる限り小さくした上で、所有者の皆様にも御理解をいただきながら解約を進めていくのかということです。分収事業に関して農林公社に最終的な債務超過が生ずる場合については、将来県の支援によりこれを解消するとしています。

県が行う支援、公社が主体的に改善を行うこと、そして県と公社が両方で取り組んでいくこと、この3つのパターンがあると思えます。このことが改革プラン改定案に散らばって入っているという印象があります。ただ、根本的な解決には至っていない。これはなかなか難しいです。根本的に解決することは本当に難しいことでございます。

こういう仕組み(借入金による造林)でスタートしてしまっただけで、当時は木材の値段は高かったものですから、分収林事業を行えば、所有者も公社も儲かると思って始めたところ木材価格が下がり、間伐は積極的に行っていますが、肝心の林業はほとんど産業になっていないというのが現状であると私は認識しております。

ですから、これを産業にしていけないといけません。県民の皆さんに御理解いただくには、いかに有効活用していくのか、埼玉県農林公社の場合はヒノキがほとんどであり、これは価値のある木材でありますので、これを広く県民の皆さんに御利用いただくということは、公社問題を理解していただく一つの道であろうと私は思っております。

県のほうも、債務超過につきましては、将来県が支援していこうという姿勢を見せていただくということは、県民への理解を浸透していくという努力が重要だと思っております。

今回、経営改善をどうするかという中でも方向性をきちんと明確にするということになりますが、その際には、県の支援策、公社の主体な改善、両者でやるべきこと、この3つ分けることができます。その点で、県のほうとして今回の経営改革プラン改定案について、県の考え方をもう一度、横塚副部長様のほうからお話し

ただきたいのですけれどいかがでしょうか。

(横塚農林副部長)

前日も、今後の取り組みにつきましては説明させていただき、今回19ページの(3)の県の支援ということで整理をさせていただきましたけど、県からの既往貸付金について一部すでに無利子化されているところもありますけど、まだ無利子化されていない部分がございますので、これについて無利子化をしていきたいということでございます。

公庫への利払いに係る利子補給につきましては、今までは貸付ということでしたが、それを補助金というかたちで支援をしていく、さらには③であるとおり、公社債務の最終的な処理を県が責任を持って処理をしていくというようなかたちで取り組んでいく必要があると考えておまして、前日も方向性としてはこういう方向だということでご意見をいただいておりますので、県といたしましては、その方向性で進めていければと思っております。

(西野座長)

県のほうからは20ページの①から③の支援を行っていくという方向性で前日も話をしました。

対しまして、この19ページの農林公社に求める経営改善もあるわけでございますけれども、これらにつきまして、農林公社の強瀬理事長様の方から、経営改善の方向性につきましてお話いただければと思います。

(強瀬農林公社理事長)

今回、公社の分収林事業に関しまして、様々な御議論をいただきましてありがとうございます。

前日もお話をさせていただいたところですが、公社としては、分収林事業の主体でございますので、公社としてできることは最大限努力していくということが必要だと考えておまして、19ページの②のところにあります取り組みについては、公社としてもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

また、先ほど西野座長がおっしゃられたように、県と公社と一緒にやっていくものがあるというお話ですが、特に①のような分収契約の解約等については、解約した後の森林の整備、市町村の森林経営管理制度へもっていくまでのつなぎ方、分収契約を解約してすぐに市町村の森林経営管理制度へ移行するという訳にはいかないものであり、森林整備するにしても公社自体は財源がないので、県などの支援を頂きながら、慎重に検討して進めていく必要があると考えておまして、県の支援をいただきながら公社としてできることをしっかりやっていきたいと考えております。

(西野座長)

前日も私のほうからお話させていただいたように、解約に応じていただける山があったとした場合、その山のアフターケアをどうしていくのか、行政側の都合で解約を一方的にするということも当初の約束からいきますと、所有者としてみるとこういう約束で始めたのになぜこうなんだということになると、解約が難しくなることもあるかもしれません。

ですから、解約した後はこういった道筋をつけますということを、新しくできました森林経営管理制度にうまく

つなげていけるよう県と公社で研究する必要があると思います。このようなケースは今のところ私は存じ上げないので、森林経営管理制度につなげていただくところを、どうすればつなげられるのか、預かる市町村側も経営のノウハウがあるわけでもありませんので、そこに公社のコンサルティング的な役割もでてくると思いますし、こここのところを進めていただくことによって所有者の理解も得ることができるかもしれません。よって、県と公社で研究をお願いしたいと思うわけでございます。

秩父の場合は、幸いにも皆様の御努力で協議会ができておりますので、この森林経営管理制度をうまく使う道筋は可能かもしれません。県と公社で、研究いただければありがたいと思っております。

馬橋先生、ほかいかがでしょうか。

(馬橋委員)

20ページに新潟県での取り組みがありますけれど、うまくいっているのですか。

(西村農政課長)

新潟県では、将来県の責任で債務超過を解消するという方向性を示している段階でありまして、具体的な対応は、今後実際に主伐が始まり、債務超過の状態がどうなるかということ踏まえて、今後見極めていくといった段階でございます。

新潟県の場合は、埼玉県以上に長伐期の施業に取り組んでいまして、伐り始めるのが先になるという面もございます。従って効果が実際に発揮されるかということは、将来のことでわからないのですが方向性を定めて、対応を今後検討することになっているといった状況であります。

(馬橋委員)

それを施策事例というのはどうだろうか。事例というとそれがうまくいっているに見えるので、同じ方向性を取ろうとしているなどといったほうが良いと思う。

(西村農政課長)

かしこまりました。

(西野座長)

長伐期というのは問題の先送りなので、問題の先送りではなくて、これを少しでも改善しながらいい方向に持っていくにはどうすればいいかという中で、新しい埼玉県の計画をお作りいただく。そこに、いいタイミングで森林経営管理制度が出てきましたから、これを利用してもいいのかなと思います。

財源としての森林環境譲与税をどう活用するのかというところも御議論いただければ、前向きな話になってくると感じがいたします。公社と県とで御検討いただきたいと思います。

佐久間先生、プランの改定につきましてはよろしいでしょうか。



(佐久間委員)

否定的な話ではなく、この前の議論を非常によく反映させていただいたというところで、よかったと思います。

例えば17ページの経営の見通しにおいて、「長期収支予測は、令和49年度時点の収支を表しているが、実際には主伐や分収契約の解約が進むにつれて徐々に損失計上が見込まれることに留意する必要がある」という部分について、そういった認識のもとに20ページの最終的な処理を考えつつ、具体策を実行計画として作成していくというプランの作り方はよくできているのかと思います。

あとは実行計画がちゃんと実行できるかといったところですね。慎重にプランを作って実行していくことになると思います。

(西野座長)

今日の会議で改革プラン改定案の方向性が、我々の間でよいということでありましたら、知事のほうで了承が得られた段階で、実施計画を考えていくという順序になると思います。実施計画は県と公社の方で作成していただく必要があるわけですが、方向性を決めておけば何をすべきかが出てくると思いますので、ここできっちりやっておけばいいのかなと思います。

ただ問題の先送りにならないよう、やはり県民の理解が重要だと思います。学生に聞くと、林業が不況であるほとんど知らないのです。山に木はたくさんありますから、不況と思いませんでしたという回答がほとんどだったのですが、たぶん県民の皆様の間でも、林業が産業としては大変になっていることを理解している方は非常に少ないであろうと思います。

そういう意味で、そこをいかに理解していただくのか、県民の皆様には埼玉県にとって森林が大事だということを見せていくのかということだと思います。

それは使っていただくことによって理解が深まるかもしれません。まだ伐期が先でヒノキだと20年、25年くらい先なのでしょうか。

(西村農政課長)

今持っている契約ベースでいきますと短いものと、令和16年頃に伐期となるものがあります。

(西野座長)

十数年後には、姿がみえるかもしれない。先に構想を作っていて、その後に実施計画を例えば5年あるいは10年ぐらいの単位で作っていただいたほうが本当になるかもしれないと思います。

絵にかいたモチにならないように実行を伴う計画をお作りいただきたいと思いますが、その前に県民の皆様には御理解いただくための構想が大事だと感じますので、県と公社の方で御議論いただきまして、具体的な中身を詰めていただきたいと思います。

方向性はこういったかたちでよろしいでしょうか。

(馬橋委員、佐久間委員)

はい。

(西野座長)

そういたしましたら、有識者会議といたしましては、今日お示しいただきました経営改革プラン改定案に、サブタイトルとして「分収林事業を中心に」など付けていただいで進めていくということでお願いいたします。

それでは議題2の本有識者会議から知事への提言について、事務局から説明をお願いします。

(西村農政課長)

2つ目の議題につきましては特に資料は御用意していないのですが、内容的には今まさに西野座長におっしゃっていただきましたように、この内容で進めるということで、それを知事への提言とすることでお話をいただけたらと存じます。

(西野座長)

こういう内容で、知事に部局のほうから出していただきます。それが知事のほうで承認されましたら、実施計画を考えていただきます。その前の段階として構想があったほうがよいと思いますけれど、そこは県と公社にお任せいたします。

特に知事と関係するところだと、基本的には19、20ページあたりの財政措置というところですよ。ここを知事及び議会で認めていただいたら進んでいくものと思います。

知事のほうに、こういう結果となったということを御報告いただくということで、進めいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(馬橋委員、佐久間委員)

はい。

(西野座長)

あとでお気付きになる点がございましたら事務局の方に御連絡いただけたらと思います。

提言書につきましては座長のほうに一任いただきまして、作成できましたら御報告を申し上げたいと思えます。御了承のほどよろしくお願いたします。

(馬橋委員、佐久間委員)

はい。

(西野座長)

座長といたしまして当会議による埼玉県農林公社経営改革プランの改定について、先ほど出ましたとおりサブタイトルをつけて、今回の改革プランの主眼は何かということは明らかにしながら、知事あての提言書を

取りまとめまして、知事のほうへ提言させていただきたいと存じます。御検討ありがとうございました。

以上で、本日予定されておりました議事は終了いたしました。御協力ありがとうございました。